

やめて！冬の交通迷惑行為！！

雪出しは禁止行為です！

道路交通法、同法施行細則では、道路における交通の危険や妨害となるおそれがある禁止行為の一つとして「道路に雪をまき、又は捨てること」を定めています。道路への雪出しは、法律に違反する行為です。この規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処されます。

(道路交通法第76条第4項第7号、同法第120条、同法施行細則第19条第2号)

昨年度の雪出し件数は、明らかなものだけで、南区で1日「120件」もありました。(※)

そこで南区では、今冬に、特に迷惑を受ける人が多いバス路線を中心に、重点地区を定め、

「警察との合同パトロール」をします。問題がある場合は指導を行います。度重なる雪出し、指導に従わない場合などは、法的な対応を進めます。

※平成26年2月の平日一晩の調査結果

自然に恵まれ暮らしやすい南区。しかし、冬季は、降雪により都心部に向かう幹線道路などが渋滞し、通勤・通学の面で支障が出ることもしばしばです。雪の多い札幌市民としてある程度は受け入れなければならぬことですが、個人の身勝手な行為で、より不便を強いられるとしたら、あなたはどう思いますか。みんなが快適な冬を過ごすために、迷惑行為は絶対にやめましょう。

除雪作業に大きな支障が！

除雪車が通ることができず、引き返してしまうことも。作業ができたとしても、駐車車両の反対側に雪が多く残ってしまうなど、周辺住民に迷惑がかかります。

路上駐車も規制対象です！

自動車の保管場所の確保等に関する法律では、「道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない」としています。道路上の同一場所に引き続き12時間以上駐車した者、または夜間に引き続き8時間以上駐車した者は「20万円以下の罰金」に処されます。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条、同法第17条)